

意見書案第4号

性差による差別解消を推進する施策の拡充を求める意見書案
を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和元年7月3日提出

提出者 宇治市議會議員 宮本繁夫

同 山崎恭一

同 坂本優子

同 山崎匡

同 大河直幸

同 徳永未来

同 佐々木真由美

宇治市議會議長 真田敦史様

性差による差別解消を推進する施策の拡充を求める意見書

現代日本社会において、個人の尊厳を守り、性の多様性を認める事が、日本国憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の重要な要素となっている。

性差による差別を解消する取り組みも、さまざまな分野で努力がなされている。

「性暴力やハラスメントを許さない」と女性や若者たちも声を上げている。性的マイノリティへの差別をなくし尊厳を持って生きることを求める取り組みも広がっている。

今国会では「L G B T 差別解消法案」が議員立法で提出され、また「政治分野における男女共同参画法」が施行されるなどの状況も生まれている。

しかし、男女平等のレベルを示す世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数2018」では、日本は149カ国中110位と、大変遅れた状況となっている（内閣府男女共同参画局ホームページより）。

日本の男女格差の実態を雇用・賃金で見ると、女性の約6割がパートや派遣などの非正規雇用で、女性の正社員の賃金は男性の7割という男女格差がある。

また、夫婦同姓を法律で義務づけている国は、世界で日本だけというジェンダーギャップも残っている。

こうした格差を無くすためにも、性差による差別を解消する取り組みのさらなる推進が求められている。

よって、国におかれでは、下記の事項について取り組むことを求める。

記

- 1 性の多様性を認め、L G B T sに対する差別解消施策を推進・拡充すること。
- 2 女性に対する雇用差別や賃金格差を撤廃する法制を整備すること。
- 3 選択的夫婦別姓を実現する法整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月 日

京都府宇治市議会議長 真田 敦史

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 石田真敏様

内閣府特命担当大臣 片山さつき様

(男女共同参画)